

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「教育委員会会議の音声データの消去について」

平成29年5月18日

教育委員会事務局

教育委員会会議の音声データの消去について

1 事案の概要

平成26年8月17日及び同月30日開催の教科用図書の採択に係る教育委員会会議の議事を記録した録音テープ（以下「本件音声データ」という。）について、同年9月8日及び同月24日付けで公文書開示請求がなされ、教育委員会は、本件音声データは会議録を作成するために補助的に用いたものであり、公文書には当たらないとして、同月22日及び30日に拒否処分（以下「本件処分」という。）を行いました。

開示請求者は、本件処分を不服として、同年11月7日及び同月11日付けで、本件処分の取消し及び本件音声データの開示を求めて異議申立てを行い、教育委員会は、同月17日に異議申立てについて、川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しましたが、当時の庶務課担当課長及び庶務課担当係長は、会議録（案）が完成したため、同年10月21日（同年8月17日開催分）及び同年10月31日（同年8月30日開催分）に本件音声データを消去したと説明しました。

審査会は、平成27年12月22日の答申において、本件音声データは公文書であるとした上で、「本件音声データを『公文書』に該当するとの見解があることを知りながら、あえて本件音声データを廃棄（消去）したことは、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）及び川崎市教育委員会事務局公文書管理規則（平成13年川崎市教育委員会規則第6号）の趣旨をないがしろにするもの」と付言しました。

教育委員会事務局は、この答申を受け、再発防止に向けて、研修会の開催、周知文書の発出等により、公文書管理についての周知徹底を図ってまいりました。

平成28年12月22日、異議申立てをした開示請求者は、川崎市を被告として、「市民の貴重な共有財産である公文書を永遠に奪われるという被害を蒙った」等との理由で横浜地方裁判所川崎支部に国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき、慰謝料を求める訴訟（平成28年（ワ）第967号損害賠償等請求事件）を提起しました。

教育委員会事務局では、相手方（原告）が、平成26年8月17日及び同月30日開催の教育委員会会議の本件音声データの消去の是非に係る主張等を行っていることを踏まえ、改めて、本件音声データの消去について調査した結果、新たに次の事実関係が判明しました。

2 判明した事実関係

本件音声データの消去日

<これまで説明していた消去日>

- ① 平成26年10月21日
（平成26年8月17日開催の教育委員会会議の本件音声データの消去日）
- ② 平成26年10月31日
（平成26年8月30日開催の教育委員会会議の本件音声データの消去日）



<新たに判明した消去日>

A 庁内共有ファイルサーバ内の本件音声データの消去日

平成27年9月14日～17日の間のいずれかの日に消去

* ICレコーダで録音した音声データ（平成26年8月17日及び同月30日開催の教育委員会臨時会の音声データ）を庁内共有ファイルサーバに複製していた。

B USBメモリ内の本件音声データの消去日

平成28年3月25日～同月30日の間のいずれかの日に消去

* 上記の平成27年9月14日～17日の間のいずれかの日に消去する前に、庁内共有ファイルサーバ内の音声データをUSBメモリに複製していた。

3 関係職員の処分等

開示請求者をはじめ、市長、市議会、審査会及び教育委員会等に対して、虚偽の説明を行ったこと、また、当時の庶務課担当課長の説明を受けた教育長が、市議会において一部事実と異なる答弁を行ったこと等を重く受け止め、関係局や訴訟代理人と相談、協議し、次のとおり取組を進めます。

(1) 懲戒処分等の実施

当時の庶務課担当課長の行為は、公務に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の懲戒処分（停職3月）を実施しました。

また、公文書の開示義務があるにもかかわらず、当時の庶務課担当課長からの指示を受け、本件音声データを消去した当時の庶務課担当係長の行為に対し、文書注意を実施しました。

(2) 求償権の行使に係る検討

係属中の訴訟は、国家賠償法第1条第1項の規定に基づくものであり、市が賠償責任を負うとされた場合には当時の庶務課担当課長に対して、同条第2項の規定に基づき、求償権の行使を視野に入れた検討をいたします。

4 今後の予定等

本日、教育委員会事務局内に「川崎市教育委員会会議音声データ消去事案検証委員会」を設置し、音声データの取扱い等を検証し、再発防止策を講じます。

- (1) 川崎市教育委員会会議音声データ消去事案検証委員会（設置）
会議録作成時に使用する音声データ管理の徹底等を図るため、検証委員会を設置
(所掌事務)
・教育委員会会議の会議録作成時に使用する音声データの取扱いに関すること。
・再発防止策に関すること等
(組織)
委員長：教育次長
副委員長：総務部長
委員：教育環境整備推進室長、職員部長、学校教育部長、健康給食推進室長、生涯学習部長、総合教育センター所長、庶務課長、庶務課担当課長
- (2) 訴訟の動き
(訴えの提起)：平成28年12月22日
訴状受理：平成29年1月23日
第1回口頭弁論期日：平成29年2月23日
第2回口頭弁論期日：平成29年4月27日
第3回口頭弁論期日：平成29年6月29日